

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

税務調査の手続き

税務調査について、改正前規定には調査手続きの細目規定が全くなく、各税目において「調査について必要があるときは」質問、検査をすることができると定めているだけでした。平成23年度税制改正で税務調査の手続規定の明確化、法制化が図られ、平成25年1月から施行されています。では、どのように変わってきたのでしょうか。

税務調査開始前の手続

今までは法令上の規定はなく、実務上、納税者及び税務代理人に調査日時をあらかじめ通知するだけでした。今回の改正において、納税義務者に対し実地調査を行う場合は、納税義務者及び税務代理人に対し、調査を行う旨及び**開始日時・開始場所・目的・対象税目・対象期間・対象となる帳簿書類**などをあらかじめ通知しなければならなくなりました。

ただし、納税義務者の申告、過去の調査結果の内容、営む事業内容、その営む事業内容に関する情報、その他保有する情報に鑑み、違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準又は税額等の把握を困難にする恐れがあると認める場合には事前通知を行わないこともあるようです。

調査目的の通知例としては以下のとおりです。

①申告納税方式による税目

- ・申告書の記載内容を確認するため
- ・納税義務の有無を確認するため

②源泉所得税

- ・源泉所得税の納付税額を確認するため

- ・源泉徴収義務を確認するため

③印紙税

- ・収入印紙の貼付状況を確認するため

税務調査終了時の手続

税務調査後の手続については主に2通り考えられます。

①実地調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合

今までは法令上の規定はなく、実務上調査した全ての税目・期間について非違がなく、かつ、指導事項がない場合に「調査結果についてのお知らせ」を通知していましたが、改正後では更正決定等をすべきと認められなかった場合には「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送ることになりました。これは、**税目・課税期間ごとに判断**します。

②税務調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合

今までは法令上の規定はなく、実務上、実地の調査について、納税者及び税務代理人に、把握した非違の内容及び金額を説明した上で、原則的には修正申告等を強く勧めていましたが、改正後では納税義務者に対し調査結果の内容（非違の内容・金額・理由）を説明し、修正申告等を勧奨することができることとなりました。また、修正申告書を提出した際、**不服申立てをすることはできないこと、更正の請求をすることはできることを説明すると共にその旨が記載された書面を交付しなければならなくなりました。**

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 9月分源泉所得税の納付
2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....10月10日
申告期限.....10月31日
申告期限.....10月31日
申告期限.....10月31日